

【 簡 易 裁 判 所 判 事 の 職 務 内 容 】

職 務

簡易裁判所の管轄する事件を独立して担当

簡易裁判所の管轄する事件

比較的少額の民事第一審通常訴訟
軽微な犯罪に関する刑事第一審通常訴訟 } が中心
(裁判所法第33, 34条)

一 人 制

一人の裁判官が事件を取り扱い、事件を取り扱う上で、権限、職務内容に判事と異なるところはない
(裁判所法第35条)

< 民 事 事 件 >

通常訴訟

- ・ 訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求の事件
- ・ 売買代金, 貸金, 立替金, 手形小切手等の金銭請求事件が大半

少額訴訟

- ・ 訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭請求事件
- ・ 原則として1回の期日での審理・判決を行う
- ・ 簡易裁判所における民事訴訟の約3.6%を占めている(通常事件に移行したものを含まない)

調 停

- ・ 裁判官は, 調停主任として, 一般国民から選ばれた調停委員と共に調停委員会を構成して調停を主宰
- ・ 簡易裁判所における民事調停事件は, 訴訟事件と異なり請求額に制限はないが, その申立ての内訳をみると, 約8割が債務の調整(金銭債務の減免や返済期限の猶予)を求める特定調停事件であり, その他, 金銭請求, 宅地・建物, 交通等の調停を行っている

そ の 他

- ・ 起訴前の和解手続, 民事保全手続, 公示催告手続, 仲裁手続, 戸籍法違反の過料事件等も扱っている

< 刑 事 事 件 >

令状請求事件

- ・ 逮捕状, 搜索差押許可状, 勾留状等の令状請求事件の審査

公 判

- ・ 罰金以下の刑に当たる罪, 選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博, 窃盗, 横領, 盗品譲受け等の各罪
- ・ 窃盗事件が約8割を占めるが, その他にも, 道交法違反, 住居侵入, 業務上過失傷害・致死, 常習賭博, 傷害, 銃刀法違反, 暴行, 器物損壊, 横領等の事件を扱っている

略式手続

- ・ 罰金以下の刑に当たる罪及び選択刑として罰金が定められている罪について, 公判を開かずに書面審理によって50万円以下の罰金又は料金を科す手続
- ・ 略式手続によることについて, 被疑者に異議がないときに行うことができる